

第4回川西町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成26年5月26日(月)午前9時から午前9時45分

2. 開催場所 川西町中央公民館403号室

3. 出席委員(22名)

会長 22番 登坂 賢治

会長職務代理者 21番 大沼 藤一

委員 1番 平 知恵子、2番 井上 要一、3番 黒澤 一利、4番 寒河江利廣、
5番 鈴木 秀男、6番 高橋 文勝、7番 新野 勝廣、8番 須貝 寿裕、
9番 金子 秀美、10番 細谷 則雄、11番 高橋 睦子、12番 内山 雄次郎、
13番 山田 良一、14番 加藤 敏之、15番 佐藤 総一、16番 小形 耕一、
17番 江袋 實、18番 星野 廣志、19番 新野 庄右エ門、20番牛谷 清海

4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会議書記の指名

第 3 会期の決定

第 4 報告第7号 農用地利用権設定等調整会議及び農地あっせん委員会審議結果報告に
ついて

第 5 議第15号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
(所有権の移転)

第 6 議第16号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
(賃貸借権の設定)

第 7 議第17号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
(使用貸借権の設定)

第 8 議第18号 農用地利用集積計画に対する決定について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 大崎 顯一、事務局長補佐 佐藤 紀子、農地主査 前山 律雄

主任 米野 徳子、主事 原田恭兵

6. 会議の概要

事務局長 大崎頭一

みなさん、大変ご苦労様でございます。会長からご挨拶をいただき、総会を進めていただきたく
と思います。よろしく申し上げます。

会長 登坂賢治

皆様、おはようございます。田植えの真っ最中のお忙しいなか皆様にお集まりいただきまして

ありがとうございます。この天候がずっと続けばいいと思っております。今年も農作業も昨年よりも若干進んでいる状況であります。

マスコミ等でご存じのとおり TPP の動きなどについても厳しいようでありまして、規制改革会議等で農業委員会の公選制が改革的になっていることも御承知のことと思っておりますが、農協改革と合わせまして農村、農業にとりまして大きな変革が訪れる可能性があるということで、私たちとしても現場の声を上に届けるような活動をなお一層継続していかなければならないと考えております。規制改革会議等の内容が必ずしも現場の現状とあっているとは思えず、納得いかない状況でありますので、皆様のご協力をお願いいたします。

(会長 登坂賢治は、川西町農業委員会会議規則第6条の規定により、議長となる。)

議長 登坂賢治

それでは、ただ今より第4回川西町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、22名であります。欠席委員は、ございません。川西町農業委員会会議規則第8条の規定による定足数に達しております。

本日の総会は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。ただちに議事に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名であります。川西町農業委員会会議規則第10条の規定により本職から指名いたします。5番鈴木秀男委員、6番高橋文勝委員を指名いたします。

日程第2、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より佐藤事務局長補佐並びに米野主任を指名します。

日程第3、会期の決定、これを議題といたします。お諮りいたします。会期を、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。会期は本日1日限りと決定します。

日程第4、報告第7号農用地利用権設定等調整会議及び農地あっせん委員会審議結果報告について を上程いたします。事務局の報告を求めます。

農地主査 前山律雄

資料の1ページをご覧ください。報告第7号、平成26年5月2日農用地利用権設定等調整会議及び農地あっせん委員会審議結果報告について。川西町農地移動適正化あっせん基準に基づき審議された内容です。

所有権の移転。4月の申し出件数1件、田 9400 m²。個人への調整決定件数1件、田 9,400 m²。所有権移転合計1件、田 9,400 m²です。

利用権の設定。4月再設定件数23件、田 235,047.13 m²、畑 3,107 m²。利用権設定合計23件、

田 235,047.13 m²、畑 3,107 m²です。

利用権の移転、4月利用権移転件数合計、1件、田 26,867 m²です。

なお、詳細については、後ほどの農用地利用集積計画に対する決定についての折に説明いたします。以上です。

議長 登坂賢治

本件は、報告案件ではありますが、ご質問ございますか。

(質問なし)

それでは、次に進めます。

日程第5、議第15号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(所有権の移転)を上程いたします。事務局の説明を求めます。

農地主査 前山律雄

17ページをご覧ください。議第15号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第3条の規定により、農地の所有権の移転について許可申請があったので委員会の可否を求める。申請件数は4件です。

(議第15号1番から4番について朗読により説明)

なお、以上4件について、いずれも申請時において農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たしております。以上です。

議長 登坂賢治

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めますが、議事の進め方についてお諮りいたします。本件で、番号1番は、議席13番山田良一委員に関する案件であり議事参与制限に該当いたします。よって、本人に関する案件の審議中は室外に退席を求めることについてご異議ございませんか。

(意義なし)

それでは、議席13番山田良一委員については、本人に関係する案件について審議中は室外に退席といたします。

はじめに番号1番について、審議を行うので、議席13番、山田良一委員は退席願います。

番号1番について10番細谷則雄委員より報告を願います。

10番 細谷則雄委員

番号1番について、去る5月16日現地調査をしてみました。譲受人の離農に伴い譲受人が規模拡大として農地を取得するものです。周辺農地への影響はないと思われま。現場の状

況からみて畑10a対価●●万円は妥当と思います。以上です。

次に質問等について求めます。質問等ございますか。

(質問なし)

それでは、番号1番の件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を許可することに決定いたします。

山田良一委員の復席を求めます。

(山田良一委員の復席)

それでは、決定いただきました番号1番を除き、番号2番と3番について寒河江利廣委員より報告願います。

4番 寒河江利廣委員

本件につきましては関連がありますので、番号2番番号3番を一体的に5月16日に本人立ち会いのもと、現地調査をしてまいりました。両案件とも交換耕作を基本として、譲渡人の農地を譲受人が取得することにより農地の面的利用の効率化が図られることを見据え取得するものです。周辺の農地への影響はないと思われます。同一面積の所有権移転のため、対価は無償とこのことであり妥当と判断します。

議長 登坂賢治

次に、番号4番の件について、番号7番委新野 勝廣員より報告を願います。

7番 新野勝廣委員

番号4番について、5月22日に現地調査を行いました。譲渡人の離農に伴い譲受人の規模拡大として農地を取得するものです。周辺の農地への影響はないと思われます。田及び畑総額対価●●万円は妥当だと判断します。以上です。

議長 登坂賢治

それでは、事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次に質問等について求めます。質問等ございますか。

(質問なし)

無いようでありますので、本件について許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を許可することに決定いたします。

日程第6、議第16号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について

(賃貸借権の設定)を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

農地主査 前山律雄

19ページをご覧ください。議第16号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第3条の規定により、農地の賃貸借権の設定について許可申請があったので委員会の可否を求める。申請件数は2件です。

以上、今回の申請された件について、申請時において農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たしております。以上です。

議長 登坂賢治

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。
はじめに番号1番の件について、10番細谷則雄委員より報告願います。

10番 細谷則雄委員

番号1番について去る5月20日に現地調査に行っておりまいりました。賃借人は意欲的に営農に取り組んでおり、今回の申請は規模拡大のための申請です。周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況からみて、10aあたり●●万円の賃借料は妥当だと判断します。

議長 登坂賢治

次に、番号2番の件について、番号2番委井上要一委員より報告を願います。

2番 井上要一委員

番号2番について去る5月14日に現地調査に行っておりまいりました。賃借人は意欲的に営農に取り組んでおり、今回の申請は規模拡大のための申請です。周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況からみて、10aあたり●●万円の賃借料は妥当だと判断します。

議長 登坂賢治

それでは、事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次に質問等について求めます。質問等ございますか。

(質問なし)

無いようでありますので、本件について許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を許可することに決定いたします。

日程第7、議第17号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(使用貸借権の設定)を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

農地主査 前山律雄

20ページをご覧ください。議第17号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第3条の規定により、農地の使用貸借権の設定について許可申請があったので委員会の可否を求める。申請件数は2件です。

(議第17号1番から2番について朗読により説明)

以上、本件について、申請時において農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たしております。以上です。

議長 登坂賢治

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めますが、議事の進め方についてお諮りいたします。本件で、番号1番は、議席8番須貝寿裕委員に関する案件であり議事参与制限に該当いたします。よって、本人に関する案件の審議中は室外に退席を求めることについてご異議ございませんか。

(意義なし)

それでは、議席8番須貝寿裕委員については、本人に係る案件について審議中は室外に退席といたします。

はじめに番号1番について、審議を行うので、は議席8番須貝寿裕委員退席願います。

番号1番について1番平 知恵子委員より報告を願います。

1番 平 知恵子委員

番号1番について、5月21日に現地確認をしてみました。今回の申請は、農業者年金受給に関わる親子間の使用貸借による再設定であり、作付け計画も今までどおりということであるため、問題ないものと思われまます。

議長 登坂賢治

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次に質問等について求めます。質問等ございますか。

14番 加藤委員

21ページの地目で雑種地(田)はどのような現状でしょうか。

主任 米野 徳子

●●地区の田は棚田のように畦畔が斜めに広がっており、平地であれば雑種地でなく登記地目が田となっているところではありますが、現状は畦畔の法面であるためこのような表記になります。

議長 登坂賢治

ただいまの説明でよろしいでしょうか。

(意義なし)

それでは、番号1番の件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を許可することに決定いたします。

須貝寿裕委員の復席を求めます。

(須貝寿裕委員の復席)

次に、番号2番の件について、21番大沼藤一委員より報告願います。

21番 大沼藤一委員

番号2番について、5月21日に現地確認をしまりました。今回の申請は、農業者年金受給に関わる親子間の使用貸借による再設定であり、作付け計画も今までどおりということであるため、問題ないものと思われまます。

議長 登坂賢治

番号2番について担当委員の報告が終わりました。次に質問等について求めます。質問等ございますか。

(質問なし)

無いようでありますので、本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を許可することに決定いたします。

日程第8 議第18号農用地利用集積計画に対する決定について を上程いたします。

はじめに、議事の進め方についてお諮りいたします。本件の中で、整理番号6662番は議席21番大沼藤一委員に関する案件であり、議事参与制限に該当します。

よって本人に関連する案件の審議中は室外に退席を求めることについてご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。それでは、議席21番大沼藤一委員については、本人に係る案件

について審議中は室外に退席といたします。最初に整理番号6662番の件について審議を行うので、議席21番大沼藤一委員は退席願います。

(大沼藤一委員退席)

事務局の説明を求めます。

農地主査 前山律雄

28ページです。(議第18号本文及び28ページ整理番号6662番について朗読により説明)

本計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。

議長 登坂賢治

整理番号6662番について、質問等を求めます。ございますか。

(質問なし)

質問等がないので、お謀りいたします。整理番号6662番について計画内容のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件について、計画の内容のとおり決定し、川西町長に報告することといたします。大沼藤一委員の復席を求めます。

(大沼藤一委員復席)

それでは、決定いただきました整理番号6662番を除き整理番号6650番から6674番までについて審議に入ります。

事務局の説明を求めます。

農地主査 前山律雄

23ページをご覧ください。

(議第18号整理番号6662番を除き、整理番号6650番から整理番号6674番までについて朗読により説明)

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。

議長 登坂賢治

ただ今の件について、質問等があればお受けいたします。ございますか。はい、14番加藤敏之委員。

14番 加藤敏之委員

議第18号6674番利用権移転ですが、利用権を移転する者と移転を受ける者が同一家族でありますが、農地の賃借料が発生しているようですが誰が支払うこととなるのですか。

議長 登坂賢治

それでは、事務局より説明をお願いします。

主事 原田 恭兵

本件はやまがた農業支援センターを通じて農地保有合理化事業を活用した賃貸借契約で、賃借料はやまがた農業支援センターを通じて農地の所有者に支払われております。

議長 登坂賢治

ただ今の説明でよろしいでしょうか。

(異議なし)

ないようでありますので、お謀りいたします。本案件全件について計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件全件について計画内容のとおり決定し、川西町長に報告することといたします。

これもちまして、第4回川西町農業委員会総会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。